

原告らの主張における分類及び記号についての説明

① ② ③ ④

写真 番号	掲載 ページ	掲載 場所	被撮影者	撮影態様	AorB	写真 ・一部 ・全面 ・見開き	記事	関連性

① 「AorB」

- ・ A : コンサート会場, 記者会見等, 公開の場における写真
- ・ B : プライベート写真

② 「写真 ・ 一部 ・ 全面 ・ 見開き」 (当該頁における写真の掲載態様 (大きさ))

- ・ 全面 (全) : 当該頁に掲載されている写真の大きさが頁全体の面積の75%以上, かつ当該頁に掲載されている記事の大きさが当該頁に掲載されている写真の大きさの10%以下であるもの
- ・ 見開き (見) : 2頁以上の見開きで写真が掲載されているもの
- ・ 一部 (一) : 「全面」及び「見開き」以外のもの

③ 「記事」 (当該頁における記事の有無)

④ 「関連性」 (当該頁に記事が有る場合の, 写真との関連性)

- ・ 有 : 当該写真の場면을紹介する紹介記事など, 写真と記事との関連性があるもの
- ・ 無 : 記事と当該頁に掲載されている写真との関連性がないもの

被告が提示する各要素と対応する記号の説明

1 撮影中の活動

原告らがどのような活動をしているところを撮影したかを独立の考慮要素とする。

- A：コンサート活動中
- B：舞台活動中
- C：テレビ、映画等の撮影現場
- D：その他のイベント活動中
- E：上記活動の会場への入りまたは出
- F：純粋なプライベート活動
- G：その他

2 写真の大きさ

各写真の大きさを独立の考慮要素とする。なお、独立した鑑賞対象として取引されるプロマイドは通常100ミリメートル×146ミリメートルであり、A6判より若干小さい程度である。また、本件各書籍はいずれもA5判であり、見開きでようやくA4サイズとなるにとどまる。

- A：A4
- B：A5以上A4未満
- C：A6以上A5未満
- D：A7以上A6未満
- E：A7未満

3 写真の鮮明度

本件各書籍には、データサイズの小さい写真を拡大して印刷したものも少なからず含まれており、写真の鮮明度にはいくつかのランクがある。当然のことながら、鮮明な写真でなければ、独立した鑑賞の対象としての商品価値はない。原告らは、「原告らの表情まで分かる」かどうかを閾値としているが、「表情が分かる」程度の写真には独立した商品価値はない。

A：プロマイド級の鮮明度

B：グラビア写真級の鮮明度

C：上記に満たない鮮明度

4 肖像占有度

原告らのような容姿を売りにしている芸能人については、顔の部分のアップがもっとも独立した鑑賞対象としての商品価値があり、上半身のみ、全身写真となるにつれて商品価値が下がっていく。また、第三者、とりわけ非芸能人とともに写っている写真は、独立した鑑賞対象としての商品価値を欠くことになる。

A：単独かつ肩から上のみ

B：単独かつ上半身のみ

C：単独かつA B以外

D：他のメンバーの肖像のみが混在

E：他の芸能人の肖像のみが混在

F：非芸能人の肖像が混在

5 表情・ポーズ等

原告らのような容姿を売りにしている芸能人については、その肖像写真が独

立した鑑賞対象として商品価値を持つのは、視線をカメラに合わせたり、異性たるファンに特にアピールするようなポーズを撮ったりした写真であり、そうでない写真は、鑑賞の対象として独立した商品価値を持つことはない。プロマイド等独立して取引される写真は、通常、カメラマンがその感性に基づいて、需要者にアピールするような表情、ポーズ等をとるように被写体に要求し、被写体もまたこれに答えたものである。

A：視線がカメラに向けられている。

B：プロマイド、グラビア等で用いられるようなポーズを撮っている。

C：それ以外

6 記事の有無等

写真の上に文章がプリントされていると、それだけで独立した鑑賞対象としての商品価値は存在しなくなる。また、原告らに関する記事を掲載したページに原告らの写真を掲載することには合理性があり、原告らとその肖像写真の使用を受忍すべき限度が高まることとなる。とりわけ、表紙及び裏表紙に原告らの肖像写真を用いることは、本件各書籍が原告らに関する情報を掲載したものであることを示すために通常行われることであり、原告らはこれを受忍すべきであるといえる。

A：表紙、裏表紙としての使用

B：写真の上に記事が印刷されている。

C：写真と同じページ内に記事が印刷されている。

D：写真と対になるページに記事が印刷されている。

E：それ以外